

令和 6 年度 第 2 回 兵庫支部評議会 概要報告

開 催 日	令和 6 年 10 月 21 日 月曜日 15 : 00 ~ 17 : 00
開催場所	ホテル北野プラザ六甲荘
出 席 者	品田評議員（議長）、三上評議員、羽田評議員 清水評議員、永瀬評議員、谷口評議員 檜原評議員、藤田評議員（順不同）
議 題	（１） ①令和 7 年度保険料率に関する論点について ②保健事業の一層の推進について （２） 令和 7 年度兵庫支部事業方針について （３） 【ご報告】お客様満足度調査について
議事概要（主な意見等）	
1. ①令和 7 年度保険料率に関する論点について 【資料 1-1・資料 1-2・資料 1-3 に基づき事務局より説明】 （事業主代表） ・ 資料 1-3 について、複数の試算が示されているが、協会としてはどの試算が一番可能性が高いと考えているのか。 （事務局） ・ 実績ベースで想定すると資料 1-3 P103 の試算となり、賃金の伸び率における構造変化を踏まえた想定だと資料 1-3 P106 の試算となる。 （学識経験者） ・ 賃金上昇率の試算について賃金が増加している現状の中、今回の前提条件での試算がどうなのか疑問もある。特に 6 年度と 7 年度の賃金上昇率が低いのではないのか。 （事務局） ・ まず収支見通しについては、どのパターンになるかを当てにしているのではなく、過去の状況から、想定されるパターンをお示ししている。2019 年度に協会が 5 年収支見通しを試算した際のパターンの 1 つに、2024 年度は単年度で約 400 億の赤字になる見通しがあったが、2023 年度の決算では 4,600 億の黒字であった。 当時の見通しと異なる要因として、支出の医療給付費も伸びているが、一方で、収入の保険料の増加分がある。今回の収支見通しでは、近年の賃上げの状況も鑑み、賃金上昇率 2.1%での試算もお示ししている。賃金上昇率 2.1%がずっと継続す	

るかは不透明である。協会としては、医療給付費については依然として伸びているが、見通しが難しいのは収入と考えている。

(本部オブザーバー)

・6年度と7年度の賃金上昇率について、6年度の直近までの実績が1.5%程度であり、推移としてはそれほど高いものにはなっていない。また、令和7年度は1.0%としているが、これは令和3年から令和5年の平均の伸びに10月から適用拡大の影響を踏まえたものとして1.0%としているそこまで乖離している数値ではないと考えている。令和8年度以降は協会けんぽの過去の伸び率、近年の賃上げの状況も踏まえ5年収支を試算している。

・資料1-3 P101にあるとおり、協会けんぽの実績を踏まえた試算はP102～P105でお示し、P106～P110の試算は、近年の物価上昇局面の中で、賃上げが持続するという構造変化構造変化を踏まえ高い賃金上昇率で試算しているので、この中でご検討いただきたい。

(事業主代表)

・予測が難しいのは理解できるが、改めて資料1-3 P101のどのケースが協会として可能性が高いと予想しているのか。

(事務局)

・これというのではないと考えている。これまでの試算と足元の賃金上昇率に加え医療費の伸び率等、これまでよりも幅広く試算をしているので、その幅の中で準備金の残高や赤字になるタイミング等を見ながら現在の10%をどうしていくか議論いただきたい。

(学識経験者)

・おのずと議論は10%をどうするのか、準備金が積み上がるなかで10%維持が妥当なのか。最終的な判断は本部の判断のもとで決定される認識である。資料1-2 P1のような過去の歴史を鑑みることも必要だが、10数年間準備金が積みあがっている現状をどう勘案するかも必要な事項である。

(被保険者代表)

・率直に言えば保険料率を下げることはもちろんいいと思うが、その後上げる時のほうが影響が大きいのではないか。被保険者側としては現状維持がよい。

(事業主代表)

- ・事業主としては現状維持でもつらい時期になっている。
- ・事業主代表で参加しているが、自身も被保険者であり、本人負担と事業主負担の10%は負担が大きい。非常に厳しい中で準備金がこの10年積みあがっている状況はいかがなものか。

赤字になった時に何か困ることがあるのか。過去に赤字になったときに潰れていない、民間なら倒産している。その中で赤字になることがそこまで影響があるのか。

(本部オブザーバー)

- ・ご指摘の通り協会になってから、2008年2009年で準備金残高がマイナスになっている。この時は短期借入をして凌いだが、そういった状況になると保険料率を上げざるを得ず、影響はあると考えている。同様の対応になれば加入者・事業主の方に保険料率引上げのお願いすることとなる。できる限り長く安定的な運営をしたい。

(事業主代表)

- ・5兆円を超える準備金があり、その他の財源にされるのではないかと危惧している。国から補助金を受けている以上あり得るのではないか。

(本部オブザーバー)

- ・保険料率を引き下げるとなると、協会は財政的に余裕があるとみられ国庫補助率を下げられるきっかけを作ってしまう可能性はあると考えている。

(学識経験者)

- ・これまでを踏まえ、現状維持という判断も理解できる。これらの理解のもとで来年の議論に繋げていく。

※保険料率の変更時期については、令和7年4月からの実施で反対意見なし。

②保健事業の一層の推進について

【資料1-4に基づき事務局より説明】

(事業主代表)

- ・実施していることは理解できるが、これまでやってきたLDLコレステロールの受診勧奨について、受診率が何%上昇したのかどれだけ改善したのか等の総括がないと費用ばかりかけて意味がないのではないか。結果を示していただきたい。

(事務局)

- ・受診勧奨業務については、受診率は5%~10%程度増加している。

医療費については、勧奨により当初は上がるが、最終的には下がるはずだがそこまでの結果はまだない。早期受診により医療費も抑制され、ご本人の健康にも繋がると考えているため協会けんぽだけの勧奨だけでなく、事業主の方にもご協力いただきたい。

(学識経験者)

- ・労安法上の健診は受けている中で、更に若年者へ拡大することの意味はあるのか。

(事務局)

- ・若年者の健診データを集めることで、早期の取り組みが可能になる。

また、被保険者は事業者健診と生活習慣病予防健診合わせて30%程度の結果が集められていないため、対象を拡大することで健診を受けていない方への健診受診にも繋がると考えている。健診データを多く取得できれば、よりよい健診事業の材料作りにもなるのではないかと。

- ・生活習慣病予防健診の受診率が令和5年度の実績で約57%となっている。委員ご指摘の通り、労安法による定期健診に替えて受けている場合も相当数あると思われる。今回、20歳・25歳・30歳に拡大することは、就職して生活習慣が変わるタイミングで、健康への意識を持ってもらいたいという狙いと、協会としても若年層のデータを保健事業に活かしていきたいという狙いがある。

予算の関係等もあり、20歳・25歳・30歳と刻んでいるが、例えば、現在対象年齢が35歳からにしている費用補助を、30歳に引き下げて、30代に対する生活習慣病予防としての保健事業を展開することで、企業としても利用しやすくなる部分もあったのではないかと考えている。いずれにしても、若年層のデータを継続して取得し、保険者として保険医療費の抑制などの取組みに活用したいと考えている。

(学識経験者)

- ・いつもメンタルヘルスの問題があるが、新たな健診項目の見直しはどういった手順で決められているのか。資料にも記載のある健康日本21の目標等はどこが所管しているのか。

(本部オブザーバー)

- ・骨粗鬆症は健康日本21の内容を踏まえており、運営委員会での委員のご意見も踏まえ、今回の追加となった。健康日本21は厚生労働省が主体となっている。

(学識経験者)

メンタルヘルスについてストレスチェックが形骸化している現状もあると懸念している。健康保険においてストレスチェックの個人診断を出来る制度化を図ることで自ら事前に病状を把握できるかもしれないので、ニーズにあった取組みを進めていただきたい。

(事務局)

・ご指摘の通りメンタルヘルスについては、必要な課題だと認識している。現時点では令和7年度取組みを示しているが、今後新たな取組みが進む可能性もあるので、意見として本部へ上げていきたい。

2. 令和7年度兵庫支部事業方針について

【資料 2-1 に基づき事務局より説明】

(事業主代表)

・業態別の分析については特定の業態がイメージダウンになる懸念がある。活用する際はマイナスイメージにならないよう気を付けていただきたい。

(事務局)

・その業態が全国と比較して悪いと伝えることも必要と考えている。傾向を案内することで現状を知っていただきたい。そのため、業態別の事例集を作成して配布し、健康宣言にも繋げている。イメージダウンにならないような見せ方を工夫して、新たな取組みをすることで事業を活性化していきたい。

(学識経験者)

・メンタルヘルスチェックについて若年層から高齢者までの課題である。健康経営の取組みの中で事業者が外部の専門機関に委託してメンタルヘルスチェックを独自に実施している企業もある。協会けんぽとして、健康経営を進めている企業をフォローするやり方もあるのではないかな。コストを抑えて効果が上がる方法を工夫してほしい。個人へのアプローチなど協会けんぽは重要な位置にいると考える。

(事務局)

・ご指摘の通り協会けんぽの関わり方が大切だと考えている。ストレスチェックも努力義務となっている50人未満の事業場への拡大が、開始時期は未定であるが、報

道されている。協会はストレスチェックの実施主体ではないが、メンタルヘルスの重要性を認識しているので、今後はさらに取組みを強化する必要があると認識している。

(被保険者代表)

・ホワイト 500 を毎年取得しているが、年々取るのが難しくなっている。何か取組みをしないといけない中で協会けんぽからアイデアやデータの提供等があればありがたい。

2. 【ご報告】お客様満足度調査について

【事務局より説明】

(学識経験者)

・改善策については、シンクタンクから提言されたものか。

(事務局)

・今回の改善施策については覆面調査を実施した事業者から提案していただいた。

今回評価が下がった項目については、令和 3 年度も結果が悪かったため令和 4 年度に研修を実施して、昨年度は結果が上がった。全国的に高い水準のため現状維持では下がってしまうが、今年度も改めて改善を図る必要があると考えている。

特記事項

・次回は、令和 7 年 1 月開催予定。